

My Digital Wallet（マイデジ）加盟店規約

第 1 章 総 則

第 1 条（定義）

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- 1 「事務局」：マイデジ事務局。マイデジサービスを、加盟店の顧客または会員等（以下「サービス利用者」）に提供する者。
- 2 「加盟店」：事務局に対し、アプリ内に別途定める加盟店申し込みにより申し込みを行い、事務局にそれを承諾された者で、マイデジサービスを利用者に提供する者。
- 3 「マイデジサービス」：事務局が、本利用規約に基づき加盟店に提供するサービスで、顧客が加盟店から商品等の購入、またはサービスの提供を受ける際、サービス利用者が各々のスマートフォン端末機（My Digital Wallet のダウンロード後）で QR を読み取りることにより、その日時等の情報をクラウドに記録し、当該記録に基づく統計情報等を提供するサービス。また、当該商品等の代金に応じて共通ポイントサービス、共通クーポンサービスなどの各種サービスを受ける等、サービス利用者が機能を使うことができるサービスの総称。
- 4 「QR」：スマートフォン端末機（My Digital Wallet のダウンロード後）で QR を読み取りることによりデータを授受できる
- 5 「マイデジ事務局サービス設備」：事務局がマイデジサービスを提供するために設置する QR、販促物、加盟店 WEB 情報等の総称。
- 6 「加盟店設備」：加盟店がマイデジサービスを利用するために設置する QR、販促物等の総称。
- 7 「会員情報」：サービス利用者の ID、パスワード、個人情報、及びその関連情報。

第 2 条（適用範囲）

本規約は、事務局が加盟店に対して提供する、マイデジサービスの利用条件について定めます。

第 3 条（契約の成立）

- 1 加盟店になろうとする者は、本利用規約の内容を承諾の上、専用サイト内の加盟店申し込みフォームから申込みをします。
- 2 加盟店になろうとする者は、申込を事務局に提出することで事務局と加盟店になろうとする者との間に、マイデジサービスに関する利用契約（以下「本契約」）が成立します。ただし、申込書の提出後 2 週間以内に事務局が契約の成立を拒絶する通知をした場合は、本契約は成立しないものとします。

3 精算が発生した場合、表1「マイデジサービス料金表」に定める事務局指定の銀行口座への振込または事務局指定の方法により支払うものとします。

4 加盟店は、当該申込書に記載した内容に変更がある場合、事前に事務局に対し、事務局が指定する方法で通知するものとします。

第4条（本規約の変更）

1 事務局は、加盟店に通知することにより本利用規約を変更できます。ただし、マイデジサービスの維持のために緊急の必要がある場合、加盟店への通知と同時に直ちに本規約を変更することがあります。

2 加盟店は、前項の変更を承諾しない場合、前項の通知から60日以内に、事務局に書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができます。

第5条（通知）

1 事務局から加盟店への通知は、加盟店アプリのプッシュ通知、電子メールまたはマイデジサービスのWebサイトに掲載する方法により行います。

2 前項に基づく電子メールによる通知は第3条第1項に定める申込書記載のメールアドレスのメールサーバーへの到達時、Webサイトによる通知は掲載時に、通知が完了したものとします。アプリの場合は、アプリ内のお知らせ欄に掲載された時点で、通知が完了したものとします。

第2章 サービスの内容

第6条（サービス提供範囲）

マイデジサービスの提供地域は、原則サービスが提供可能な香川県内全域とします。

第7条（利用期間）

1 マイデジサービスの利用開始日は、本契約成立後に事務局から加盟店に交付するQRの納品日とします。

2 マイデジサービスの利用期間は、前項の利用開始日から1年間とします。

3 利用期間満了の1ヶ月前までに、加盟店及び事務局から契約を更新しない旨の書面による意思表示がないときは、本契約は従前と同条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 加盟店は、第2項に定める利用期間中においても、事務局に書面、またはメールにて通知することにより、本契約を解除できます。その場合、利用終了日は、事務局が加盟店から解除通知を受領した月の翌月末となります。

5 月額利用料がかかるプラン対象の加盟店が、第2項及び第4項の利用終了日以前にマイデジサービスの途中解除を希望する場合は、加盟店は事務局に対し利用終了日から2項に定める利用期間終了までの月額料金の合計金額に相当する違約金を支払うものとします。

第8条（利用料金）

1 マイデジサービスに関する利用料金は、表1「マイデジサービス料金表」のとおりです。

2 利用料金が発生する期間（以下、「課金期間」）は、利用開日の同月から利用終了日までです。

3 加盟店から事務局への利用料金の支払いは、毎月末日締めで、「マイデジサービス料金表」に定義する利用料金から、加盟店のキャッシュバック料金や還元金などを差し引いた前月分の利用料金総額を翌月10日頃に記載したご請求書若しくは支払い通知書をWEB上に配信します。その後、翌月27日（翌月27日が金融機関の営業日でない場合には、その直後の金融機関の営業日）に、支払い通知書の場合は、翌月末日（翌月末日が金融期間の営業日でない場合には、その直前の金融期間の営業日）に、別添でご提出いただく預金口座振替依頼書に記載された銀行口座より当該利用料金総額を引き落とし、若しくは振込させていただきます。ただし、各自治体との連携事業が行われる場合は、精算日を各自治体と協議し確定させることとします。

4 加盟店が、第1項及び第2項に定める利用料金を前項の期日に支払わない場合、加盟店は、年利6%で算出した遅延損害金を事務局に支払うものとします。

第9条（事務局による利用開始準備）

1 事務局は、加盟店からの申請に応じ、加盟店に対して、次の物品等を提供します。

（1）資料

マイデジサービスの利用に必要なマニュアル、設定情報等の資料を提供します。

（2）ID・パスワード

請求書、決済状況確認をインターネット回線を経由して閲覧するためのID及びパスワードを発行します。

2 事務局は、次の物品を販売します。

（1）事務局は、利用開始に際し、加盟店の要望により、有償で導入サポートを提供します。その内容及び条件は、別途、加盟店及び事務局が協議の上、決定します。

第10条（加盟店による利用開始準備）

1 加盟店は、利用開始日までに、自己の費用負担において、次のとおり準備します。

（1）加盟店設備

加盟店は、請求書、決済状況確認を閲覧するためのインターネット回線等を用意します。

第11条（QRの変更）

- 1 加盟店は、マイデジサービスの利用開始後に、決済用のQRコードの枚数を変更しようとする場合、指定のアドレスにメールで事務局に申し込みます。
- 2 加盟店は、不要となったQRはただちに事務局へ返却することとします。

第12条（第三者への委託）

- 1 事務局は、マイデジサービス提供業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

第13条（サービス停止）

- 1 事務局は、次のいずれかに該当する場合、マイデジサービスを停止することができます。
 - （1）定期保守を行う場合
 - （2）システム障害の場合。
 - （3）マイデジ事務局サービス設備の不正アクセス等からの保護、個人情報の保護、その他サービス提供を継続できない緊急の事由がある場合。
 - （4）天災、停電、労働争議その他不可抗力によりサービス提供が不可能な場合。
 - （5）マイデジサービス月額利用料金を入金指定日より3ヶ月以上遅延した場合。
- 2 事務局は、マイデジサービスを停止する際には、事前に加盟店に通知するよう努めます。事前に通知できなかった場合には、速やかに加盟店に報告するものとします。
- 3 事務局は、速やかにシステムの修復、改善その他の対策を実施します。
- 4 事務局は、合理的範囲内において、第1項第2号及び第3号の事態を回避するためのシステム設計及び運用並びにセキュリティ対策を実施します。

第3章 加盟店及び事務局の責務

第14条（加盟店提供サービス）

- 1 加盟店は、自己が提供主体であることを明示し、自己の責任において、マイデジサービスをサービス利用者に提供するものとします。
- 2 加盟店は、自己の商標または正当な使用権限を有する第三者の商標を用いて、マイデジサービスを提供することができます。なお、加盟店は、事務局の商標を使用しようとする場合、事前に事務局に書面もしくは電子メールにて許諾を得るものとする。
- 3 マイデジサービスに関し、加盟店とサービス利用者またはその他の第三者との間で紛

争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争がマイデジサービスに関連する場合は、事務局は、合理的範囲内で紛争解決に協力します。

第15条（報告等）

1 加盟店は、次の場合、直ちに事務局に通知し、事務局の要望に応じて、事務局が実施する措置に協力するものとします。

（1）システム障害、第三者によるマイデジ事務局サービス設備への不正アクセス、その他マイデジサービスの運営に支障をきたす事態を覚知した場合。

（2）マイデジサービスが第三者の知的財産権等の権利を侵害している旨の警告を受けた場合。

（3）事務局は、マイデジサービスの円滑な運営のため、加盟店に対しマイデジサービス利用状況について、報告を求めることができます。加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。

第16条（ID・パスワードの管理）

1 加盟店は、決済情報等を閲覧できるID・パスワードを自己の責任において管理し、事務局が事前に承諾した場合を除き、第三者に使用させることはできません。

2 事務局は、事務局に過失がある場合を除き、前項のID・パスワードが第三者に不正使用されたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。

第17条（QRコードの管理）

1 加盟店は、事務局から貸与を受けたQRをマイデジサービスの提供を目的とする場合に限り使用できます。

2 加盟店は、QRを善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、事務局に無断で第三者へ転貸する行為を行ってはならないものとします。

3 加盟店は前項の注意義務に違反し、加盟店の過失により、トラブルが起きた際には解決に必要な費用を負担するものとします。

第18条（禁止事項）

1 加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。

（1）事務局または第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為。

（2）第三者による、マイデジ事務局サービス設備への不正アクセス等を助長する行為。

（3）法令または公序良俗に反する行為。

（4）マイデジサービスの運営に支障をきたす行為。

第19条（個人情報の取り扱い）

- 1 加盟店等は、利用契約の履行及び対象取引等において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 加盟店等が、利用契約の遂行又は対象取引等のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店等は、利用契約の履行又は対象取引等により取得した個人情報（以下「本個人情報」）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店等は、本個人情報を、利用契約の履行又は対象取引等の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店等は、本個人情報の取扱記録を作成し、事務局から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、事務局は、加盟店等の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店等に事前に通知したうえで加盟店等の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店等は、事務局の調査に協力するものとします。
- 6 加盟店等は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに事務局に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を事務局と協議し、事務局の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店等は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を事務局に対し書面にて報告するとともに、事務局と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店等の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 加盟店等は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、事務局が本人若しくは第三者から請求を受け、又は事務局と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店等の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店等は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、事務局が損害を被ったときは、事務局に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第20条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 販売店は、預かり金を振込期限が過ぎてからも相当期間振込みがなかったとき、販売店に対し法的処置をとることができるものとします。なお、当該紛争に関する費用は全て販売店が負担するものとします。

3 事務局は、加盟店等と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店等の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第21条（権利の譲渡等）

加盟店等は、利用契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第22条（知的財産権）

1 本サービスに関する知的財産権は、事務局または事務局が指定する第三者に帰属します。

2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。

第23条（協議）

利用契約に定めのない事項又は利用契約の解釈に生じた疑義について、事務局及び加盟店等は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第24条（準拠法・合意管轄）

1 利用契約は、日本法に準拠します。

2 本規約に関する訴訟については、高松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和5年7月1日

お問い合わせ先

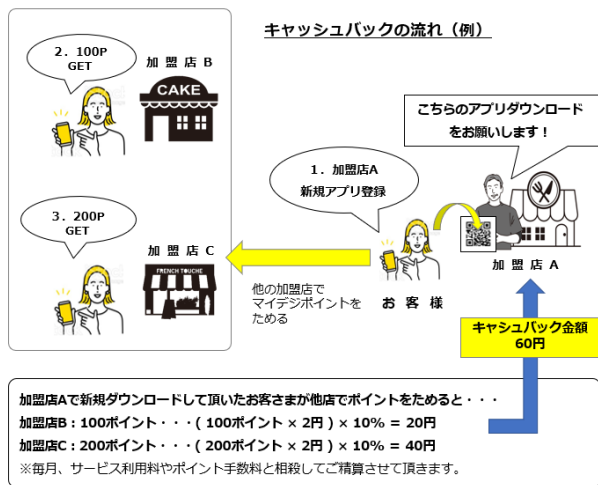
<マイデジ事務局（事業者：サイテックアイ株式会社）>

コールセンター：087-899-6512（平日 9：00～17：00）

表 1

マイレジサービス料金表

プラン名	月額料金	サービス内容	決済手段	ポイント付与	その他
プレミアム	4,800 円	<ul style="list-style-type: none"> ・マイレジポイント付与/利用 ・お知らせ配信 (月 1 回) ・クーポン配信 (月 2 回) ・アンケート配信 (月 1 回) ・まちなかクエスト拠点 ・商品交換サービス 	・QR コード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・購買ポイント ・来店ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント手数料：2 円/P (税別) ※月間 2,500P 以上付与で月額無料 ・ポイント売上：1 円/P (税込) ・キャッシュバック有り ※ 1 ・アンケート報酬必須 ※ 2 ・デジタル商品券対応 ※ 3
レギュラー	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・マイレジポイント付与/利用 ・クーポン配信 (月 1 回) 	・QR コード決済	<ul style="list-style-type: none"> ・来店ポイントのみ ※ 4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント手数料：2 円/P (税別) ・来店ポイント 10P 以上付与が必須 ・デジタル商品券対応 ※ 3
ライト	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポン配信 (月 1 回) 	・QR コード決済	—	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル商品券対応 ※ 3



※ 1 キャッシュバック

各店舗様専用の「お客さま向けアプリダウンロード用 QR コード」をお渡しさせていただきます。こちらの QR コードからお客さまが新規ダウンロードして頂くと、どの店舗様の QR コードから新規ご登録頂いたかを事務局が認識致しますので、そのお客さまが他店でポイントを貯めて頂いた際に発生する手数料の 10% をご登録頂いたお店さまにキャッシュバックさせていただきます。

※ 2 アンケート報酬

アンケートにご回答頂いた方へ最低 1 ポイント以上の還元を必須とさせていただきます。

※ 3 デジタル商品券

デジタル商品券事業は、各自治体が任意で開催する取り組みです。事業が開催されていないときは、このサービスはご利用いただけません。

※ 4 レギュラープランの来店ポイントは、最低 10P 以上付与することを必須とさせていただきます。